毎週火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

	所管課（室）名
◎ 告　示	
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定施術機関の辞退	〃
◎ 公　告	
・土地区画整理審議会委員選挙の当選人	都 市 政 策 課
◎ 長崎県病院企業団告示	
・指定公金事務取扱者の指定	長崎県病院企業団
◎ 雑　報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人
・公募型プロポーザルの実施	〃

告　　示

長崎県告示第619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和８年11月６日

長崎県知事　平田　研

（指　定）

業務の種類	指定施術機関名（指定施術者名）	施術者住所	開設施術所名称（施術所を開設している場合）	開設施術所所在地（施術所を開設している場合）	指定年月日
柔道整復	冨永　隆行	長崎県西彼杵郡長与町まなび野２丁目６-６ウィルコーポ101			令和８年９月１日

長崎県告示第620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から辞退の届出があった。

令和８年11月６日

長崎県知事　平田　研

（辞　退）

業務の種類	指定施術機関名（施術者氏名）	施術者住所	施術所名称（施術所を開設している場合）	施術所所在地（施術所を開設している場合）	辞退年月日
柔道整復	澤瀬　拓也	長崎県長崎市琴海大平町2089-28	さわ整骨院	長崎県西海市大島町真砂1813番地８　真砂団地Ｋ-１棟　１階	令和８年８月28日

公　　告

土地区画整理審議会委員選挙の当選人（公告）

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第５項の規定により、長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会委員選挙の当選人を定めた。

令和８年11月６日

長崎県知事　平田　研

１　宅地の所有者が選挙する委員の当選人

氏　名	住　所
中　村　一　宇	西彼杵郡長与町本川内郷2459番地１
柿　田　和　男	西彼杵郡長与町高田郷６番地２
坪　田　伸　生	西彼杵郡長与町高田郷2098番地19
山　﨑　英　雄	西彼杵郡長与町高田郷202番地11
森　内　直　樹	西彼杵郡長与町高田郷１番地
永　山　京　子	長崎市岩川町４番４号
森　　泰　三	西彼杵郡長与町高田郷2144番地

２　宅地について借地権を有する者から選挙する委員の当選人

氏　名	住　所
道ノ尾自治会	西彼杵郡長与町高田郷139番地３　402号

長崎県病院企業団告示

長崎県病院企業団告示第３号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定に基づき、長崎県島原病院個人未収金回収業務の指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、地方公営企業法第33条の２により準用する地方自治法第243条の２第２項の規定により告示する。

令和８年11月６日

長崎県病院企業団企業長　八橋　弘

１　指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日
　令和８年10月21日
２　指定公金事務取扱者の所在地及び名称
　東京都中央区日本橋３－９－１日本橋三丁目スクエア12階
　弁護士法人ライズ綜合法律事務所　代表社員　田中　泰雄
３　委託事務

長崎県島原病院個人未収金回収業務に係る収納事務

4　委託期間

令和８年11月９日から令和９年３月31日まで

雑　　報

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和８年11月６日

長崎県公立大学法人　理事長　坂口　克彦

1　一般競争入札に付する事項

⑴　購入物品

MATLAB Campus Wide Suite

⑵　購入物品の特質等

MATLAB Campus Wide Suite　要求仕様書による。

⑶　納入期限

令和８年12月25日（金）17時00分

⑷　納入場所

長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野１－１－１）

⑸　入札の方法

前記⑴の物品を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札参加資格

⑴　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第３条第１項各号の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第３条第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として長崎県公立大学法人理事長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑶　ア又はイの資格を得ている者であること。

ア　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買い入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を令和８年12月４日現在で有している者であること。

イ　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第２条第２項に定める資格

⑷　この公告の日から８の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

⑸　この公告の日から８の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3　入札参加資格を得るための申請方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和８年11月24日（火）17時00分までに下記５の提出場所へ郵送又は持参により提出すること（上記期限内必着とする）。

4　入札参加条件

当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

5　当該業務を担当する部局

（住所）〒851-2195　長崎県西彼杵郡長与町まなび野１丁目１番地１

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

６　入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和８年11月13日（金）17時00分までの間（大学の休日を除く）

（場所）５の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、５の部局まで送付すること（上記期限内必着とする）。

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

７　入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

８　入札・開札の場所及び期日等

（期日）令和８年12月４日（金）14時00分開始

（場所）長崎県立大学シーボルト校　本部棟２階　特別会議室

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に５の部局に確認すること。

９　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の５の金額を徴収する。

⑵　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県公立大学法人、長崎県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

10　入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、８の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11　入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の⑴から⑼により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

⑵　本学所定の競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

⑶　入札者が法令の規定に違反したとき。

⑷　入札者が連合して入札をしたとき。

⑸　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

⑹　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

⑺　入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

⑻　指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑼　長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑽　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

⑾　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

⑿　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

⒀　入札書の首標金額が訂正されているとき。
⒁　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合
⒂　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
12　落札者の決定方法
⑴　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第５条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。
13　その他
⑴　契約書の作成を要する。
⑵　その他、詳細は入札説明書等による。
⑶　不明な点に関する問い合わせ先　５の担当部局

公募型プロポーザルの実施（公告）

次のとおり、長崎県立大学「しまのフィールドワーク」運営事業業務の請負候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和８年11月６日

長崎県公立大学法人　理事長　坂口　克彦

１　業務概要
⑴　業務件名　長崎県立大学「しまのフィールドワーク」運営事業業務
⑵　業務内容　「長崎県立大学「しまなびプログラム」における「しまのフィールドワーク」運営事業業務委託に係るプロポーザル実施要領」による。
⑶　履行期間　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで
２　プロポーザルに参加する者の資格要件
期日までに参加申込書（様式Ａ）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。
３　プロポーザルに参加することができない者
⑴　「長崎県公立大学法人契約事務取扱規程」第３条の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第１項の規定に該当しない者である。
⑵　「長崎県公立大学法人契約事務取扱規程」第２条第２項に定める資格を得ていない者
⑶　この公告の日からプレゼンテーション実施日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
⑷　この公告の日からプレゼンテーション実施日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者
４　関係資料の配布場所、期間及び方法
公告及び公募型プロポーザル募集要項等の関係資料は、この公告の日から11に定める部署で配布するほか、次に示す長崎県立大学公式ホームページから入手することも可能である。
https://sun.ac.jp/tender/
５　参加申込みの方法等
プロポーザルに参加したい者は、参加申込書（様式Ａ）及び関係書類を次により提出すること。
⑴　提出方法　持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
⑵　提 出 先　11に定める部署
⑶　提出部数　１部
⑷　提出期間　この公告の日から令和８年11月20日（金）17：00まで（大学の休日を除く。）の９：00から

17：00の間（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

⑸　その他

提出書類には競争入札参加資格に係る書類も必要であることから、競争入札参加資格申請に係る問い合わせは以下に照会のこと。

（住所）〒858-8580　長崎県佐世保市川下町123番地１

（名称）長崎県公立大学法人　総務課財務グループ

（電話）0956-47-2191

６　参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加申込書及び関係書類を審査し、審査結果を令和８年11月27日（金）までに申請者へ通知する。

７　企画提案書の提出方法等

別添の実施要項により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

⑴　提出方法　持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

⑵　提 出 先　11に定める部署

⑶　提出部数　紙資料10部（原本１部、コピー９部）、PDFデータ１部

※PDFデータはデータを記録したCD－ROM等を１枚提出のこと。

⑷　提出期間　この公告の日から令和８年12月４日（金）17：00まで（大学の休日を除く。）の９：00から17：00の間（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

８　企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、「長崎県立大学しまのフィールドワーク運営業務選定審査委員会」による審査を行い、請負候補者と次点者を選定する。

（プレゼンテーション実施日）令和８年12月15日（火）

９　契約の締結

「長崎県公立大学法人会計規則」の規定により、請負候補者と「長崎県立大学「しまのフィールドワーク」運営事業業務」についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該候補者との契約が成立しない場合には、次点者と契約締結の交渉を行う。

10　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、「長崎県公立大学法人契約事務取扱規程」第31条の各号のいずれかに該当する場合は全部又は一部の納付を免除する。また、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　契約日の前日から前々年度までの間において、今回と同規模程度の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

11　プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

（住所）〒858-8580　長崎県佐世保市川下町123番地

（名称）長崎県立大学　学生支援課　教務グループ

（電話）0956-47-5706

12　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位に限る。

⑵　参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。辞退することによって、今後の参加団体との契約等について不利益な取扱をするものではない。

⑶　仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとする。

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四
印刷所　株式会社クイックプリント
長崎市戸町四丁目四番一号
印刷人　寺田宏弥